

「権威についての考察」

(ローマ13・1-7)

一、すべての権威は神による

1節に、**人はみな、上に立つ権威に従うべきです。神によらない権威はなく、存在している権威はすべて、神によって立てられているからです。**とあります。13章になって**「権威」と**いふことばが出てまいりました。なぜパウロは**「人はみな、上に立つ権威に従うべきです」と**、語ったのでしょうか。12章とのつながりがあるはずですが、考えられるのは、パウロは自分たちが住む天と地、すなわち全世界は神の被造物であって、神の御手が及ばないところはない、神の権力が及ばないところはない、と受け止めていたことです。

さらに2節で、次のように語りました。**「したがって、権威に反抗する者は、神の定めに従うのです。逆らう者は自分の身にさばきを招きます。」**と。パウロが語った**「権威」と**は、この世に存在する権威です。具体的にはローマ帝国の権威です。その**「権威に反抗する者は、神の定めに従うのです」と**語りました。さらに、神が立てられた世の権威に**「逆らう者は自分の身にさばきを招きます」と**まで言い切りました。ちなみに、(1)で語られている**「逆らう」**(アンテ

イタツマン)は、「対立して、自分自身を立てる」という意味です。例えば「あなたのやっていることは気に入らない」という理由で、反対者たちを集めて、相手を蹴落とすことです。キリストを信じる者は、そういうことをやってはいけませんよ、と語られています。なぜなら**「神によらない権威はなく、存在している権威はすべて、神によって立てられているからです。」**

二、教会にとって支配者は？

3節を見てまいります。**「支配者を恐ろしいと思うのは、良い行いをするときではなく、悪を行うときです。権威を恐ろしいと思いたくなければ、善を行いなさい。そうすれば、権威から称賛されます。」**とあります。パウロが語った支配者は、世の権力者であり、ローマ皇帝を頂点とする官憲でした。日本国では、主権者は国民であり、法律です。ですから、法律に従う必要があります。

4節を見てまいります。**「彼はあなたに益を与えるための、神のしもべなのです。しかし、もしあなたが悪を行うなら、恐れなければなりません。彼は無意味に剣を帯びてはいないからです。彼は神のしもべであって、悪を行う人には怒りをもって報います。」**とあります。支配者とは、パウロの時代はローマ皇帝を頂点とする官憲ですが、**「彼はあなたに益を与えるための、神のしもべな**

のです。」と語っています。支配者は神の道具ではなく、**「神のしもべ」**です。パウロがいかに、世の支配者たちに及んでいる神の権威を意識していたかが分かります。そう語ったパウロは、紀元67年にローマ皇帝ネロの下で処刑されたと言われています。「ローマ人への手紙」が執筆されたのは、その10年ほど前になりますが、もしパウロの処刑が間近に迫っていたとしても、語ることの主旨は変わらなかつたことでありましょう。5節を見てまいります。**「ですから、怒りが恐ろしいからだけでなく、良心のためにも従うべきです。」**とあります。**「へきです」**(アナーケ)と訳されたことばの意味は、「何々をすることが必要である」です。すなわち、いやいやながら支配者に服従するのではなく――私共の場合は、法を守るのではなく――、真心から従うことが必要であると勧められています。

三、納税についてのみこころ

6節を見てまいります。**「同じ理由で、あなたがたは税金も納めるのです。彼らは神の公僕であり、その務めに専念しているのです。」**とあります。なぜパウロはここで税金のことを語ったのでしょうか。しかも6節の始めに、**「同じ理由で」と**語り、5節のことばとの関係性を示した上で語っています。パウロは、税金に関する一般的な主のみこ

ころを語ったのでしょうか。そうではありませぬ。**「あなたがたは」と**は、ローマの教会に属する教会員たちです。ローマの教会の教会員に、国家の権威を認めない人たちがいた可能性がります。また、6節後半に**「彼らは神の公僕であり、その務めに専念しているのです」と**あります。税金を徴収する役人を指して**「神の公僕」と**呼んでいるのは、ローマの教会の教会員たちを自覚めさせるためであつたと考えるなら合点がいきます。

7節を見てまいります。**「すべての人に対して義務を果たしなさい。税金を納めるべき人には税金を納め、関税を納めるべき人には関税を納め、恐れるべき人を恐れ、敬うべき人を敬いなさい。」**とあります。**「すべての人に対して義務を果たしなさい」と**ありますが、**「義務」**(オフエイレ)は「負債」「借金」のことです。「ローマの教会の教会員たち。あなたがたはすべての人に対して負債がある。ゆえに、税金と関税を納めるべきである」と語っています。私たちに当てる人たちに、「国家の公務に携わっている人たちに対して、私共は借りがある。その借りを税金によって返しなさい」という教えになります。

私共が主イエス・キリストにあって、忠実な日本国民であること。これを続けることが、神の御意思であると、きょうのテキストから教えられます。